

小金井市民交流センターの取得の賛否を問う
市民投票の実施を断念したことについて（お詫び）

市民交流センターの取得については、市民投票を実施することにより市民の皆様の意向を確認し、その結果を踏まえた上で最終的に判断したいと考え、条例案の作成、パブリックコメントの募集等、実施に向けた準備を進めてきたところでございますが、実施にあたっては、解消すべき課題と時間的な制約がありました。

9月22日現在、未だ課題の解消の見通しが立たない状況であり、さらに実施する上での時間的制約により、実施を断念することといたしました。ここにお詫び申し上げます。

特に、パブリックコメントにご意見をお寄せいただいた方々におかれましては、ご協力に感謝するとともに、実施ができなかったことについて深くお詫び申し上げます。

お寄せいただいたご意見につきましては、今後の市政運営において参考にさせていただきます。今後とも、小金井市の市政運営にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、市民投票の実施にあたっての課題と時間的な制約については下記のとおりです。

小金井市長 佐藤 和雄

記

1 解消すべき課題について

- (1) 不動産登記が確実にされること
- (2) 荷捌き駐車場（資機材の搬入・搬出のための駐車場）が支障なく使用できること以上、2点の見通しが立っていること。

2 時間的制約について

- (1) 取得する選択肢がある以上、その財源として、国からの交付金と起債（借金）が必要となるが、その申請期日は、交付金については3月、起債については2月である。

起債にあたっては、売買契約がされていることが必要条件である。

売買契約を締結するためには、市議会で取得議案が可決される必要がある。

↓

- (2) 2月の時点で売買契約がされているためには、遅くても12月開催の市議会に取得議案を提案する必要がある。

↓

- (3) 11月中には取得についての判断をする必要がある。（市民投票実施のリミット）

↓

- (4) 市民投票の実施には、準備期間及び情報提供期間として2か月程度を要する。

↓

- (5) 遅くとも9月開催の市議会で市民投票条例案及び市民投票関連補正予算案を提案し、可決される必要がある。

↓

- (6) その前に上記の課題の解消の見通しが立つ必要がある。（実施の判断のリミット）

※ 9月22日の時点で課題の解消の見通しが立つには及ばない状況であり、9月開催中の市議会へは市民投票条例案及び関連補正予算案の提案はできないと判断し、市民投票の実施を断念しました。